

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営目標の達成に向けて事業を推進していくと共に、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。

そのためには、当社事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤 久統	903,800	30.16
株式会社Anela	900,000	30.04
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	150,000	5.00
NOMURA PB NOMINEES LIMITEDOMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	102,900	3.43
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	78,300	2.61
MSIP CLIENT SECURITIES	73,500	2.45
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	33,000	1.10
田村 大祐	28,300	0.94
株式会社SBI証券	25,747	0.85
大岩 学	25,700	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無 加藤 久統

親会社の有無 なし

補足説明 更新

1.大株主の状況は、2020年9月30日現在の状況であります。

2.2020年3月27日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(1)において、アレイオンアセットマネジメントカンパニーリミテッド(Areion Asset Management Company Limited)が2020年3月24日現在で120,200株(保有割合3.92%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 9月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、支配株主と取引等を検討する際には、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性等の取引内容について取締役会に議案を上程し、独立役員、監査等委員会の見解を踏まえた上で取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしており、少数株主の利益を害することのないよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三津川康之	他の会社の出身者											
保坂憲彦	公認会計士											
松井隆	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三津川康之	○	○	——	同氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドにおいて監査役及び顧問を歴任され、その深い知見に加え、豊富な経験を有しており、これらの知見、経験をもとに独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の機能強化に資すると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

保坂憲彦	○	○	——	同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する深い知見に加え、豊富な経験を有しており、これらの知見、経験をもとに独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の機能強化に資すると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
松井隆	○		——	同氏は、弁護士として法律に関する深い知見に加え、豊富な経験を有しており、これらの知見、経験をもとに独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の機能強化に資すると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は御園総合法律事務所に在籍しており、同事務所は当社の取引先となっております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社の監査等委員会は内部監査部門との連携により監査を実施することから、現時点では監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査部門並びに会計監査人の三者は、適時、打合わせの機会を設けることなどにより、情報の共有を積極的に実施し、会社の課題の早期解決に資するようにお互いの監査の実効性と効率性の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上に対する意欲・士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績と当社に貢献のある取締役、従業員が得られる利益を連動させることにより、業績向上に対する意欲と士気を高めるため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上のものが存在しないため、個別の報酬は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬の額については、株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員それぞれの報酬等の限度額を決めております。各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、役割、貢献度及び業績等を勘案し取締役会で決定しております。各監査等委員の報酬額は常勤及び非常勤の別、監査業務を勘案し監査等委員会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは管理部が行っており、取締役会をはじめとする重要会議の資料の配付に当たっては十分に検討する時間が確保できるよう、早期の配付に努めている上、必要に応じて重要会議の議題について事前説明を行っております。また、管理部より、会計監査、内部監査に関する情報の随時提供・共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(a)取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名及び監査等委員である取締役3名の合計6名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。取締役会では経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

(b)監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員3名(うち常勤監査等委員1名)で構成されており、策定した監査計画に基づき常勤監査等委員が監査を実施、月1回開催される監査等委員会にて報告、協議しております。

なお、常勤監査等委員である三津川康之は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドで常勤監査役としての経験を有しております。保坂憲彦は公認会計士、松井隆は弁護士であり、それぞれ財務及び会計、法務に関する相当程度の知見を有しております。

また、取締役の業務執行の監督機能の充実に努めており、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者間によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

(c)会計監査人

当社は、監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結しております。

(d)内部監査室

当社では、監査を担当する部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者が専任して、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、当社各部署の業務全般を監査しております。内部監査結果については、内部監査終了後、被監査部門長へ事実確認を行い、その場で内部監査結果について被監査部門長へ報告した後、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告しております。改善点については、改善指示として、代表取締役社長名にて被監査部門へ監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告の提出を求め、業務改善を行っております。

(e)経営連絡会

経営連絡会とは、当社経営の執行機関であり、また経営に関する基本方針、戦略及び経営執行に関する重要事項を協議する機関であります。なお、取締役会規程に基づく決議事項は、その協議の概要も含め取締役会に報告され取締役会にて承認します。

経営連絡会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成されており、適宜関係部署担当者も参加しております。原則として月1回の開催ですが、必要に応じて随時開催し、迅速かつ適切に対応しております。

なお、会議の運営は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格を鑑み、監査等委員会による監査機能を強化するために常勤監査等委員が出席し、有効・適切な監査が行なわれるようにしております。

(f)リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、それに対する管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。

リスク・コンプライアンス委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び常勤監査等委員、内部監査担当で構成されており、適宜関係部署担当者も参加しております。原則として四半期に1回の開催ですが、必要に応じて随時開催し、迅速かつ適切に対応しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、2018年12月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。当社が同体制を採用した理由としましては、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができると考えたためであります。

また、監査等委員会及び内部監査室等による監査体制を整え、内部統制システムの構築・運用状況を監視しております。重要な法律問題及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等と適宜協議し指導を受けております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。第18期定時株主総会については、発送日以前である2020年12月8日(火)に招集通知の記載情報を当社ホームページ及び東京証券取引所のWebサイトにおいて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定については、集中日を避けるよう留意してまいります。第18期定時株主総会開催日は、2020年12月25日(金)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主構成を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ上に掲載しております。 https://goodspeed-group.co.jp/ir/disclosure/index.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第18期においては、3月に開催し、個人投資家の方との対話の場を設けました。今後も定期的に説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第18期においては、期末決算発表にあわせ、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催いたしました。 また、フェアディスクローズを意識し、説明会資料の適時開示(TDnet)を行うとともに当社コーポレートサイトにも掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外投資家との電話会議を開催いたしております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内に独立したIRページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。 https://goodspeed-group.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にIR担当部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役職員の行動指針を「コンプライアンス管理規程」において定め、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針は「ディスクロージャーポリシー」として明文化し、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるよう努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムといたしましては、2018年12月26日開催の取締役会で次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、役員・社員への周知徹底を行う。
「コンプライアンス管理規程」を制定し、役員・社員への継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行う。
「内部通報規程」を制定し、問題の早期発見に努める。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理する。
取締役及び監査等委員会は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示する。
個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護規程」を明示させ、周知徹底する。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努める。
リスク・コンプライアンス委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行う。
緊急事態発生の際には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて適時臨時に開催する。
「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」を制定し、効率的に職務を遂行する。
- (e) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員が、監査等委員会における審議のうえ、その職務の補助をすべき使用人を要請する場合は、取締役会で協議のうえ、人数及び権限等を決定し、監査等委員の職務を補助するものとして任命する。この場合には当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼任しないこととする。
当該使用人への人事評価・異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (f) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は業務又は業務に与える重要な事項については、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
監査等委員は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができる。
- (g) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図る。
監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。
監査等委員は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、以下の「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、健全な会社運営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たせず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。
当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては、断固として拒絶します。
当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、社員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
当社は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び、便宜供与は行いません。
当社は、反社会的勢力による不当請求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から、法的処置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- (b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
社内規程の整備
当社は、上記宣言の下、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。
対応管轄部署及び不当要求防止責任者
当社は、反社会的勢力への対応管轄部署を人事総務部総務課と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、平素から外部専門機関と緊密な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応管轄部署に報告・相談する体制を整備しております。
反社会的勢力排除の対応方法
(1) 新規取引先について
原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査しております。取引の開始時には、各種契約書等には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や、「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。
(2) 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うと共に、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

(3) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合
速やかに取引関係等を解消する体制を取っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

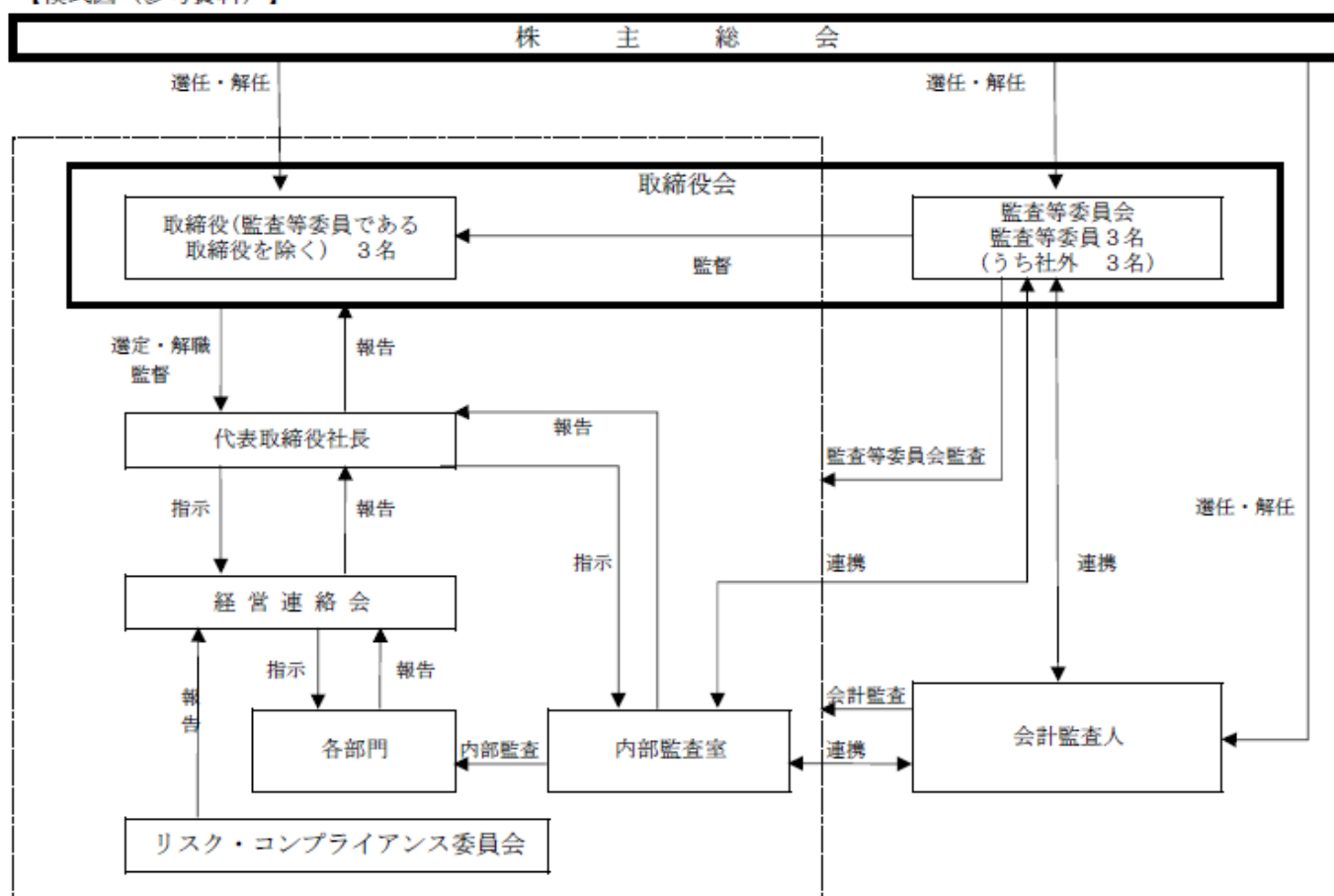
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

